

**「青森市水道経営プラン（2019～2028）令和6年3月改定版（素案）」
に対する意見募集の結果について**

市が実施いたしました「青森市水道経営プラン（2019～2028）令和6年3月改定版（素案）」に対する意見募集に対し、ご意見をいただき誠にありがとうございました。

1 意見の募集期間

令和6年2月1日（木）～ 令和6年2月29日（木）

2 意見の募集方法

公表資料を市ホームページに掲載したほか、青森市企業局水道部総務課（水道部本庁舎2階）、青森市役所本庁舎ロビー（本庁舎1階）、情報公開コーナー（本庁舎3階）、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース（駅前庁舎1階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（浪岡庁舎1階）、各支所（5箇所）、各市民センター（11箇所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館に備え付けました。

また、意見の提出方法は、電子メール、郵送（封書・はがき）、ファックス及び直接持参のいずれかによることとしました。

3 提出された意見

1団体から1件のご意見をいただきました。

意見の内訳は次のとおりです。

意見の内訳	反映	記述・整理済	実施段階検討	反映困難	その他	対象事項外	計
第2章 青森市水道事業の概要 2-1 青森市水道事業の沿革 (1) 青森地区	1	—	—	—	—	—	1
計	1	—	—	—	—	—	1

- 「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
- 「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
- 「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討するもの
- 「反映困難」・・・反映が困難なもの
- 「その他」・・・上記以外のもの
- 「対象事項外」・・・施策の体系外への意見

4 計画の策定

「青森市水道経営プラン（2019～2028）令和6年3月改定版」は、令和5年度が計画期間の中間年度に当たるため、これまでの5年間の評価・検証を行い、併せて近年の社会経済情勢の変化や水需要予測及び将来の水道施設の更新需要なども踏まえまとめたアセットマネジメント（資産管理）について整理・反映しまとめたもので、今回の意見募集で皆様からいただいたご意見・ご提案を踏まえ、策定しました。

5 意見の募集結果と策定した計画の公表

「青森市水道経営プラン（2019～2028）令和6年3月改定版」につきましては、このたび提出された意見の概要と市の考え方と併せ、市のホームページに掲載するほか、青森市企業局水道部総務課（水道部本庁舎2階）、青森市役所本庁舎ロビー（本庁舎1階）、情報公開コーナー（本庁舎3階）、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース（駅前庁舎1階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（浪岡庁舎1階）、各支所（5箇所）、各市民センター（11箇所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館でご覧いただけます。

なお、縦覧期間については、令和6年5月1日（水）から令和6年5月31日（金）までとなっておりますが、市のホームページでは随時ご覧いただけます。

（公表資料）

- 「青森市水道経営プラン（2019～2028）令和6年3月改定版（素案）」に提出されたご意見の概要と市の考え方
- 青森市水道経営プラン（2019～2028）令和6年3月改定版【概要版】
- 青森市水道経営プラン（2019～2028）令和6年3月改定版

6 お問い合わせ先

青森市企業局水道部総務課 電話 017-734-4201

「青森市水道経営プラン（２０１９～２０２８）令和６年３月改定版（素案）」
に提出されたご意見の概要と市の考え方

No	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
1	第２章 青森市水道事業の概要 ２－１ 青森市水道事業の沿革 （１）青森地区	プラン上の文言は、あたかも第３期拡張事業すべてが終了したような表現であるが、計画給水区域内には未整備地区があるので、文言を修正すべき。	ご意見を踏まえ、より詳細な説明を追記する形で修正し反映しました。 水道部では、平成１６年度の堤川浄水場２系列工事の完成により、第３期拡張事業で計画した、計画給水人口３２８，０００人分となる計画一日最大給水量１８０，２００㎡の浄水施設能力を確保したことから、当該拡張事業を終了としたところです。 なお、一部の未整備地区で水道施設を整備する場合は、別途の事業として実施する考えです。	反映